# いわて花巻空港国際定期便利用パスポート取得応援キャンペーン実施要領

#### 第1目的

この要領は、岩手県空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)が、いわて花巻空港発着の国際 定期便の利用促進を図るため、新規にパスポートを取得、または更新し、国際定期便を往復利用して旅 行する者に対して、パスポート取得費の一部を支援するキャンペーンの実施について定めるもの。

#### 第2 キャンペーン対象者、支援金及び対象者数

- (1) キャンペーン対象者
  - 以下の要件を全て満たす者とする。
  - ア 岩手県内に居住する者であること。
  - イ パスポートを新規発行または切替発行していること。
  - ウ 令和6年4月1日から令和7年3月29日までにいわて花巻空港発着の国際定期便を往復利用して旅行すること。
  - エ 出発(往路)便利用日が、パスポート発行(更新)年月日から1年以内であること。
  - オ 過去に同一パスポートによる本キャンペーンの利用実績がないこと。
- (2) 支援金
  - パスポート取得費の一部を支援する金額は、1人当たり5,000円とする。
- (3) 対象者数
  - 200名とする。(申込先着順とする。)

### 第3 支援の手続

- (1) 本キャンペーンを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、往路便利用日の1週間前までに、利用申込票(様式)を作成のうえ、メールまたはFAXにより、協議会あて同申込票を提出し、キャンペーン利用を申し込むものとする。
- (2) 協議会は、前項の利用者が上記第2(1)の要件を満たすと判断した場合、利用申込票に受付番号を付与し、利用者あて返信する。(申し込みの方法に応じ、メールまたはFAXで返信する。)
- (3) 利用者は、国際定期便の復路便の到着後、原則当日内に、必要書類等を持参のうえ、いわて花巻空港内の指定窓口に支援金の受領を申し出る。なお、支援金の受領は本人に限るものとし、必要書類は以下のとおりとする。
  - ア 利用申込票(ただし、受付番号が付与されたものに限る。)
  - イ パスポート
  - ウ 復路便の航空券

ただし、上記ア~ウのいずれかでも欠けた場合は、支援金の受領はできないものとする。

(4) 申し出を受けた協議会(協議会から受託を受けた者を含む)は、必要書類等を確認し、適当と認められた場合は、支援金を直接利用者に支払う。

なお、やむを得ない事情により、当日に支援金の受領ができなかった場合には、利用者は復路便利 用日の1週間以内に、協議会あて受領可能な日を連絡する。(支援金の受領は、いわて花巻空港の国際定期便運航日に限ることとする。)

## 第4 その他

(1) 協議会は、本キャンペーンの直近の申込状況を協議会公式ホームページ上で随時公開・更新するも

- のとし、利用者が対象者数の上限(200名)に達した場合、速やかに申込を締め切る。
- (2) 理由の如何を問わず、指定する期日までに協議会あて連絡のない場合や必要書類等の提示がない場合は、支援金の支払を行わないこととする。
- (3) 虚偽の申請等による不正行為については、支援金の返還を求める等厳正に対処するものとする。
- (4) 協議会会長は、予算の執行の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求めることができる。
- (5) 協議会は、本キャンペーンを通じて知り得た個人情報は、機密情報として取り扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩しないこととする。

なお、本キャンペーンにおける個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び個人情報保護条例(平成 13 年岩手県条例第 7 号)を遵守するものとする。

- (6) この要領に定めのない事項については、岩手県空港利用促進協議会が別に定める。
- 附則 この要領は、平成30年2月20日から施行する。(平成30年2月20日事務局長決裁)
- 附則 この要領は、平成30年6月29日から施行する。(平成30年6月29日事務局長決裁)
- 附則 1 この要領は、平成31年2月28日から施行する。(平成31年2月28日事務局長決裁)
  - 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の 要領に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 附則 この要領は、令和5年4月7日から施行する。(令和5年4月7日事務局長決裁)
- 附則 この要領は、令和5年9月28日から施行する。(令和5年9月28日事務局長決裁)
- 附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月12日事務局長決裁)